

介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付対象となる研修

貸付の対象となる研修は下表のとおりです。借入申込時に研修修了証を添付してください。

介護分野就職支援金	<ul style="list-style-type: none">・介護職員初任者研修・生活援助従事者研修・介護福祉士実務者研修・介護福祉士
障害福祉分野就職支援金	<ul style="list-style-type: none">・介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修・障害者居宅介護従事者基礎研修・重度訪問介護従事者養成研修 (基礎、統合及び行動障害支援のいずれかの課程と、応用を受講すること)・同行援護従事者養成研修 (基礎、応用を受講すること)・行動援護従事者養成研修

※就職と同時に研修を受講する方については、研修受講中であることを証明する書類を提出し、研修受講後に研修修了証（写）を提出する必要があります。ただし、研修修了証を本会指定の期限内に提出しない方は、借入を辞退したものとみなします。